

豚大腸菌性下痢症（K88保有全菌体・K99保有全菌体）（ア ジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準の豚大腸菌性下痢症（K88 保有全菌体・K99 保有全菌体）（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.4.3、3.4.7 及び 3.4.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。